



平成31年1月30日

検査業務に係る不適切事案の発生について（お詫びとご報告）

今般、軽自動車検査協会の事務所等におきまして、自動車検査証備考欄への記載誤り事案（計2件）及び保安基準適合性の判断誤り事案が下記のとおり発生しました。

これらの事案の中には、対象車両の使用者様にご迷惑をおかけする事案もありますことから、今後の対応について、別途、個別にご案内をさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

自動車の使用者様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げます。

当協会では、この事態を深刻に受け止め、再び同様な事案を発生させることのないよう、再発防止に向けて全力を尽くして参ります。

記

1. 自動車諸税の減免対象とならない自動車について検査証備考欄の記載誤りにより減免対象として処理（対象48台）

●事案の概要

自動車の用途を「乗用」から「貨物」に変更するための新規検査等の際に、燃費基準の達成率を証明する「算定燃費値取得済証」の提出があり、これを当協会職員が誤って受理したことにより燃費基準達成率及び自動車重量税の金額を誤って車検証備考欄に記載してしまいました。

【自動車検査証備考欄に誤って記載した事項の例】

92244・0001（算定燃費値取得済特定改造自動車）

平成32年度燃費基準達成車 平成27年度燃費基準20%向上達成車

この結果、自動車重量税に加え、自動車取得税及び軽自動車税の金額にも誤りがあることが確認されましたので、今後対象車両の使用者様等へ当協会からダイレクトメール

により詳細をお知らせさせていただきます。

なお、備考欄が誤って記載されている検査証については、次回の継続検査（車検）等の際に正しい記載となり、運行に支障があるものではありません。

2. 自動車検査証備考欄に記載すべき騒音規制の記載漏れ（対象 1197 台）

●事案の概要

平成 10 年・11 年・12 年騒音規制適用車は、自動車検査証備考欄（以下、車検証備考欄という。）に適用される騒音規制及び規制値を記載すべきところ、車台番号の不鮮明等により職権打刻を行った自動車の一部に当該記載がされておりました。

なお、備考欄に記載漏れのある検査証については、次回の継続検査（車検）等の際に正しい記載となり、運行に支障があるものではありません。

【自動車検査証備考欄に記載すべき事項の例】

平成 10 年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96dB

3. 保安基準適合性の判断誤り（対象 25 台）

●事案の概要

平成 29 年 1 月以降に製作された自動車の一部について、直前及び直左を確認する鏡等の装置は車体の外側に直接取り付けると道路運送車両の保安基準等で定められておりますが、今般、自動車の車高を上げる改造を行った結果、当該装置の取り付けが必要となった自動車の構造等変更検査等の際、取付位置が基準不適合（車室内に取付け）の状態であるにもかかわらず適合と判断していた車両が確認されました。

今後、当協会から該当する車両の使用者様へダイレクトメールを発送し、当協会の事務所において確認検査を受けていただくようご案内いたします。